

地鳴り

発行1981年3月25日 第2巻第4号

内外情勢の基本的特徴と我々の課題……………1

反ソ排外主義と対決し

民族自決・反併合の闘いへ

——われわれの「北方領土」論

橘 正 伸……………7

中国「四人組」裁判の意味するもの

伊 豆 肇……………17

ポーランド人民に連帯する

——官僚制過渡期国家の激動

木下真史……………21

内外情勢の基本的特徴と我々の課題

1月20日、レーガンは「アメリカの再生」を標榜して意気高々に大統領に就任した。

この大統領就任式とほぼ同時刻、米国のイラン人質52人は、一人ひとり、イランの青年学生に罵倒されながらテヘラン空港で解放された。「くたばれ、アメリカ！」——これが、イラン青年学生の言葉であった。

「強いアメリカ」のレーガンは、「くたばれ、アメリカ」に「激怒」したという。

しかし、(アメリカ)がいかに地団駄を踏んでも、歴史の歯車は逆転しない。2年数カ月前迄のイランは、アメリカ中東政策の拠点であった。アラブ民族主義の高揚、石油攻勢の中にあつても、イランだけは、アメリカ帝国主義に従順であった。アメリカの中東反革命・中東石油戦略は、安定を誇るハーレビ・イランを要としていた。

だが、78年末、ハーレビは打ち倒された。強権と拷問の強大な軍事警察機構は打ち砕かれた。イラン革命は、

米帝国主義とハーレビの反革命をことごとく打ち破ったのである。

イラン革命に敗北した米帝国主義が、人質の人道云々を語ったのは滑稽ですらあつた。一体、アメリカは、イランで何をしてきたのか。石油国有化のモサデク処刑をはじめ、イラン人民を直接間接に弾圧してきたのは米帝国主義ではなかつたのか。

停滞する米欧資本主義

「強いアメリカ」は、米の願望ではあつても米の未来ではない。アメリカの時代は、終つてゐる。

金・ドル交換制の停止は、米経済の世界支配の終えんであつた。ベトナム戦争の敗北は、米の軍事的支配の決定的破綻であつた。

米帝国主義の凋落・相対的地位の低下は、第一次石油ショック、イラン革命・第二次石油ショックを経て一層

進行している。鉱工業生産は80年1〜7月、マイナス九

・一％に転落し、失業者は、80年7月、八四一万人（この間、失業率は7％台）を数えている。しかも、物価は、79年一二・〇％増、80年1〜10月一二・二％という趨勢にあり、プライム・レートは、史上最高の20％に達している。レーガンの登場は、内外ともに衰退するアメリカの危機意識そのものである。

レーガンは、軍事力強化を叫んでいる。しかし、強化した軍事力をもってすれば米は、「後進国」人民の解放闘争が圧殺出来るのであろうか。答えは明白である。

レーガンは、大幅減税を打ち出し、「小さな政府」を約束している。しかし、政府の役割を後退させることで資本主義経済を低迷から脱脚させることが出来るのであろうか。ケインズ政策の全面化は、危機の資本主義経済が要請する不可避の措置であって、その結果がスタグフレーションとして経済の構造的停滞に帰結したとしても、選択の余地なく採用せざるをえないものなのである。

米の停滞・相対的地位の低下は、これまでは、日欧の成長との関係性にあった。しかし最近、かかる傾向に大きな変化があらわれている。石油ショック以降、西欧も、停滞色を強めている。

イギリスは、75〜79年一二〇〜一三〇万人台であった失業者が80年には二〇〇万人に増加し、一方、物価は79

激動をほらむ「中・後進国」

米、西欧の停滞化は、非先進国をも含めた資本主義世界に暗雲をたれこませている。とりわけ、外資の積極的な導入で工業化を促進してきた韓国、ブラジル、メキシコ、トルコ、等、「中進国」は、石油価格の急騰（第一次石油ショック前73年の1バレル11・八ドルから現在は、1バレル40ドル近く）・これを根拠とする先進工業国からの輸入生産財騰貴、・先進国不況による輸出不振、等、経済危機に陥っている。例えば、韓国は80年、二〇年ぶりというマイナス成長に転落（マイナス約三％）している。釜山、馬山人民の決起―朴射殺―光州蜂起と打ち続いた韓国の政治的激動はまさに、不況、インフレ、国際収支赤字、という中進工業国の（低賃金―高輸出）政策の全面的危機を根底とするものである。イラン革命、光州蜂起、更にはアメリカのひざ元・中米でのニカラグア革命、エルサルバドル内戦、そして、アンゴラ、モザンビーク、ギニアビザウ、ローデシア―ジンバブエ、南ア、ナミアビなど、アフリカ人民の決起、また、チリ・ピノチエツト軍事独裁の動揺、等々、後進中進国人民の闘いは、資本主義世界の停滞化の中で激化・拡大していくであろう。

帝国主義諸国におけるスタグフレーションの激化と後

年一三・四％、80年（10月）一五・四％の高上昇を続けている。

フランスでも、60〜70年代初は二％前後であった失業率が74年以降五％台になり、80年初には六・四％、80年10月七・一％（一五八・五万人）になり、物価も最近、年率一〇％台の高上昇を続けている。

イタリアは、物価上昇が80年6月、ついに二〇・八％に達し、失業も依然一五〇万人を越えている。

西独は、西欧経済が停滞化する中でも最近までは唯一、成長を続けてきたが、その西独も79年には約五七億ドルの経常収支赤字を出し、80年は更に約一四四億ドルの赤字を記録している。西独もまた停滞を示しはじめたのである。

西欧の停滞は、過去20年間の実質経済成長率に歴然と示されている。

イギリスの成長率は、61〜65年三・一％、66〜70年二・四％、71〜74年二・七％、75〜78年一・八％、フランスは、五・八％↓五・四％↓五・〇％↓二・八％、西独も、五・〇％↓四・六％↓三・一％↓二・四％、とおしなべて低落している。そして、西欧のかかる低落は、80年にはEC失業者総数を七〇〇万人台に到達させ、80年10月現在、失業者数は史上最高の七三五万人を記録している。

進中進国の国際収支危機と膨大な対外債務の累積は、しかし、単純に「30年代への回帰」として把握するべきものではない。

まず第一に、現代は、30年代とは異なり、後進国人民の主体的力量が飛躍的に強大化している。かつての後進国問題・植民地問題は、植民地・後進国の支配をめぐる帝国主義間の対立であった。現代の後進国問題は、後進国人民と帝国主義の対立が問題の主要ポイントである。帝国主義の侵略は、かつては後進国の分割・再分割であったのに対して、現代の侵略は、後進国人民の決起を圧殺する反革命をもって貫徹される。

第二に、現代は、人口の約三分の一が過渡期社会に移行している。かかる過渡期社会が中ソを中心それぞれが安直な国防衛主義による対帝国主義政策を出しているとはいえず、かかる過渡期社会の存在が帝国主義の後進国侵略に一定の制動的役割を果たしている。

中核派等の「30年代回帰」「帝国主義間争闘」論は、侵略再分割から侵略反革命への態様変化を全く見ようとしていない（後進国人民の力量強化を見ようとしな）暴論である。

官僚制過渡期社会の流動

資本主義世界における米の一元的支配の崩壊に平行して、過渡期社会でも、ソ連の一元的支配が中ソに分解し、

しかも、ソ連圏、中国それぞれにおける矛盾の激化と対外政策の手づまりが内的緊張を生み出している。

ソ連は、その社会的活力を年々なくしている。かつては、ソ連社会の停滞化を認めなかった既成共産党も近頃は、公然とソ連社会の停滞を指摘している。また、ソ連官僚自身も最近では、ソ連の停滞状況を認めるまでになつており、ソ連社会における党官僚対人民の対立は、内圧を高めている。しかも、アフガニスタン侵出と戦線の膠着は、「ポーランド危機」とあいまって、ソ連社会を流動させる要因になつている。

ポーランドにおける党と人民の対立は激化にむかっている。80年8月のグダニスク決起とその後の自主労組の広がり、ポーランド危機の深さ、スターリン主義と人民との対決のはじまりを示している。ポーランドの西欧資本依存の工業化政策は、西欧の停滞・輸出不振とOPECの石油引上げに歩調を合わせたソ連の石油価格引上げによって破綻にひんし、かかる経済危機の中で、ポーランド人民は、スターリン主義打倒の根底的要求を内包させる動きを開始したのである。ポーランドの帰趨は、八〇年代階級闘争、とりわけ、ソ連、東欧人民の反スターリン主義の闘いに極めて重大な意義を持つている。

中国は、その変質を内外政策にわたつてより鮮明化させている。外交の基調であつた「三つの世界」論は、反山（マレーシア）、ザイル銅鉱山、アマゾン・アルミ、ウジミナス製鉄（ブラジル）、メキシコ製鉄、サウジ・メタノール、日伯紙パルプ、アラスカ・パルプ、等々、東南アジアを中心に合弁事業を強化拡大している。外交の第一歩がASEAN訪問という鈴木内閣の対外政策は、東南アジアが日本の輸出先の二五％を占める（東南アジアの輸入先第一位も日本）こと以上に、今後の資源確保に対する日帝の意欲を示すものである。

80年衆参同時選挙は、自民の圧勝であつた。現在、国民の保守化が指摘されている。

要因の第一は、国内のみならず、国際的な要因をもっている。保守化の第一は、米欧資本主義とソ連競争激化における企業防衛、排外主義の台頭とそのもとへの大衆の結集、及び、その結集による荒波の乗切りという一定の「成果」である。労資対立よりは労資協調による石油危機の乗切り——JIC、同盟を中心とする労戦統一の動きは、まさに、かかる排外主義にからめとられた民間大手労働者の趨勢を反映している。

要因の第二は、中ソ「社会主義」の動向である。アメリカのベトナム侵略に対してまではなんとか共同歩調をとつてきた過渡期国家群は、アメリカが後退する中で、中国のベトナム侵攻、ベトナムのカンボジア侵攻、ソ連のアフガン侵攻、等、この間、過渡期国家の変質を露呈してきた。

米反ソの反ソ親米化を機に安保、NATOまで礼讃する全面的親帝となり、この親帝路線が、帝国主義足下人民を直接的に裏切ると共に、第三世界人民の闘争に対して、反動的役割を演じること、しばしばとなつている。

また、中国共産党は、国内的には79年3月から「経済調整」に入っているが、その政策は、利潤導入、物質的刺戟の重視、等の官僚的合理主義でしかない。

日帝の基本動向と我々の闘い

米欧資本主義の停滞、後進国人民の高揚、過渡期社会の流動という国際情勢の中で、日本帝国主義のみは、この間、例外的な経過をたどっている。

日本資本主義の成長率は、61～65年一〇・一％、66～70年九・四％、71～74年六・三％、75～78年五・八％、と漸減しながらも依然、米欧よりかなり高い水準を維持し、国民総生産は、西独を抜いて資本主義世界第二位（貿易は西独について第三位）の規模を有している。79年の第二次石油ショック（石油価格の2倍化）にも拘らず、資本はこの間、増収増益をあげている。自動車、鉄鋼、カラー・テレビ、エレクトロニクス、等、現代資本主義の基幹的部分で現在、日本資本主義は、欧米を圧倒する勢いを示している。また、最近、資源確保をいよいよ積極化させ、アラビア石油、アブダビ石油、シンガポール石化、アサハン・アルミ（インドネシア）、マムート銅鉱

「平和勢力」であつた中ソのかかる内実露呈は、ソ連脅威論等への大衆移行をもたらし、保守化を促進させる大きな要因となつた。

要因の第三は、共社の無力化である。労組元乾部の転職先（議員）でしなくなつていく社会党はもとより、共産党の秩序派化、市民派化は、自民・資本の保守オルグを左から許容する素地作りの役割をこの間果たしてきたのである。

要因の第四は、「革命的左翼」の責任である。「革命的左翼」内の内ゲバ主義は、労働者人民の共産主義への信頼を大きく後退させ心ある労働者人民に展望を喪失させている。保守化に抗する闘いは、内ゲバ主義完全否定の内なる革新をともしなければならぬ。

鈴木自民党政府は、ソ連脅威論をタテに（また、中国の安保強化・自衛隊増強要請をテコに）防衛予算を特別扱いし、軍事力強大化を大きく前面にかざしている。そして、軍事力強化と国民の帝国主義的統合をもとに、自民党は83年に再度衆参同時選挙を実施して支配の強化をはかる意向、ともいわれている。

かかる自民党の動向に対して、民社、公明は、安保、自衛隊容認をいよいよはっきりさせ、社会党もそのかなりが、労戦統一の動きとあわせて安保、自衛隊容認へと傾いている。

共産党は、統一労組懇活動を強めているが、この活動なるもの、階級的労働運動の構築とは程遠く、ただ、社会党・総評の政党支持拘束から自己の票田を防衛・分離するための、議会主義の選挙に労働運動を従属させるための、対応にしかすぎない。

81春闘は、1月18日、統一要求基準がまとまった。賃上げ一〇%、年間総労働時間二千時間以下への短縮、六〇歳定年の一般化、がその柱である。

昨年の八%要求は、要求自体がその後の物価上昇よりも低水準で、しかも、七%弱に終わった賃上げは、ここ三〇年近くなかった実質賃金の対前年度比ダウンを結果するという惨敗であった。

そもそも、昨年の八%要求は、国際競争激化、石油ショックに労資協調で対応することを念頭にした労組幹部の「節度ある要求作成」であった。資本はこの間、労組幹部の協力を得て、実質賃金の切下げ、生産性向上、労働強化、等により大幅に収益をあげてきた。総評・民同は、自己保身のためにも今春闘は一定の闘いが要求されるであろう。

かかる内外情勢において、我々は、以下の闘争課題をもって階級の形成—日本帝国主義への対決を行う。

●日本帝国主義の侵略反革命に対する闘い

・安保、自衛隊の強化反対

・日帝の全斗煥支持を許すな。金大中氏らを即時釈放せよ。

・日本帝国主義の「北方領土」返還運動反対。日ソ両政府は、アイヌ民族等北方少数諸民族の自決権を承認せよ。

●帝国主義的再編統合と差別に対する闘い。

・農民抑圧と帝国主義的運輸再編—三里塚空港粉砕。狭山差別裁判弾劾

・「障害」者差別反対！ 養護学校義務制粉砕。刑法改悪（保安処分）反対

・「労戦統一」・帝国主義的労働運動に抗し、電通労組、動労千葉等に呼応する階級的労働運動の全国的連帯をかちとろう！

反ソ排外主義と対決し

民族自決・反併合の闘いへ

—われわれの「北方領土」論

橘 正伸

〔千島には〕先住民族としてアイヌ諸族がいたが、彼らはきわめて低い生活を営み、国家を形成する段階にまで達しなかったため、国際法では先占を認められるべき無主の地であった。わが国の統治下にあったアイヌの居住地として…

—帯広営林局『千島森林誌』

四九頁

本年一月六日、政府は閣議で、「二月七日を北方領土の日とする」ことを決めた。そしてこの第一回「北方領土の日」である本年二月七日には、「地元」根室・東京などでシンポジウム・集会などの記念行事が行なわれた。

昨年のダブル選挙で圧勝した自民党・政府は、日米安保の強化・「自由陣営」寄りの高姿勢外交を鮮明にした。そして内政も、改憲論議自由化を手始めに、「防衛元年

”を打ち出し、増税・高負担予算等、この高姿勢外交にみあった体制をうち固めつつある。奥野法相の教科書批判（昨年七月）、田中文相の愛国心教育論（同十月）、閣議での国家意識高揚論議（本年一月）、そして建国記念日の文部省後援……。これら一連の内外高姿勢政策の一環に、この「北方領土の日」もあることは言うまでもない。

一方、日本共産党は「千島の日」として五月七日が最適である、と主張している。もとより彼等は、「本来わが国に属すべき北方の領土の返還要求記念日を制定すること自体については賛成」である。ただ「北千島を含む全千島を日本領土とする」樺太・千島交換条約の署名日である五月七日にすぎない——四島返還でなく全島返還を——というに過ぎない。（『赤旗』本年一月九日付）だ

だから、ソ連は不法占領をやめて、千島を日本領土として返還せよ、という73年9月以来の国会決議は、全会

一致によるものである。「北方領土返還」の一点では反対する者は誰もいない。——かくしてソ連脅威論はますます現実味を持ったものとして強調され、安保・防衛強化はいよいよその必要性が叫ばれるのだ。悪乗りした返還論者達は、政府からのお墨付きの固有の領土論だけでは満足できず、「四百年のむかしから、われわれの父祖が血と汗を流して開拓し、代々伝承された」ものだ、と声

高に言う（松崎了介・北方領土復帰期成同盟専務理事。傍点は筆者）。しまいは、北海道占領論がまことしやかに語られる。稚内に娘を嫁がせたくない、と縁談が破れる例、神戸の父親が札幌の娘に、ソ連関係の新聞・コピーを送ってきたは「こつちに引越してこい」とうるさく催促する例等々、「東京発・北方脅威論」（村井幸雄氏の編著書名）は、とりわけソ連のアフガン侵略以降、笑っていられないようなキャンペーンである。

さてわれわれは、かかる「北方領土返還論」は多分にまゆつばものであるというだけでなく、途方もないインチキ理論に立脚した民族排外主義であることを次にみていこう。この点で悪乗りどころか、もつと悪質な社・共からまずみていくことにする。

第一章 社共の固有の領土・正当な領土論

〔近藤〕重蔵また撰撰全島を七郷二十五村に分ち、始めて郷村の制

る。とりわけ自民党が、サン条約二条Cで放棄したのは四島も含むと答弁した（一九五一年一月十九日、第12国会）のに、四島は含まずと、後になってくつがえして（一九六一年一月）。（一九五六年二月一日の第24国会・衆院外務委でも）せめてもの四島返還になったのは「当然の結果といわなければなりません」というあたりは迫力がある。

だがこの全島返還・固有の領土論なるものは、きわめて悪質である。第一に、放棄せずに「積極的な対ソ交渉を」行なって返還される千島には、アイヌ・ウイльта等の北方少数民族が先住（ないしは原住）していたのである。第二次大戦後に「いわゆる四島から、三千世帯のアイヌがひきあげてきている」といわれる（部落解放同盟『解放新聞』、80年10月13日号、第四面）。前記冬約自体、この事実を全く踏みにじっており、この条約を根拠とする領有権主張は、少数民族に対する不当な抑圧である。そればかりではない。日本民族としての和人は、文字どおりズルシャモとして、いわゆる場所を開設し、アイヌ民族を搾取・収奪し、他方では同化を強制してあちこちひき廻した末に、民族絶滅を図ってきた（暗い過去）を持っているのである。固有の領土というのであれば、アイヌやウイльта等、北方少数民族の固有の領土・生活圏というべきである。

本論の冒頭に掲げた『千島森林誌』の差別的な「きわ

を定め、シャルシャルに於いて既に露人イジユヨが建てたる十字架を倒し、「大日本惠登呂府」と書したる標柱をカムイワツカ村の高地に建て帰へる

——北海道庁編『千島概誌』

三四頁

社会党は全千島の日本帰属を実現する全島返還論である。同党は「ひと目でわかる政策問答集」（一九八〇年・社会党の政策）の問21で「北方領土論」を展開している。これによれば「千島列島全体が、もともと戦争による『強奪』や『侵略』でえたものではなく、日本固有の領土」だという。日露下田条約（一八五五年）、樺太・千島交換条約（一八七五年）による「歴史的事実にかかわらずソ連はヤルタ協定を『唯一の根拠』として、一方的に占有している。しかし同協定は、当事国である日本が全く関知していない」「秘密協定」に過ぎないものである。それにもかかわらず自民党政府は、「歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土である千島列島をなら留保条件をつけずにサンフランシスコ平和条約（一九五一年）で放棄し」、「日本国民の強い世論にもかかわらず問題打開にむけて積極的な対ソ交渉を怠ってきた」。

サン条約に反対した同党が、ヤルタ協定に拘束されるいわれはない、と主張するのは、それなりの一貫性がある。極めて低い生活「わが国の統治下にあつたアイヌの居住地」論が、社会党の「固有の領土」論の背後にも同様うかがわれる。アイヌ・ウイльта等の北方少数民族が先（原）住しており、日・露両帝国主義の角逐があつた千島——これが「北方領土」の歴史的事実である。だからこそ近藤重蔵は、露人イジユヨが建てた十字架を倒して、大日本惠登呂府の標柱を建ててきたのである。そして日本が先（原）住民の「強奪」と「侵略」で手に入れ、今度はソ連が占領したもの——これこそ「北方領土」に関する歴史的真実なのだ。

額に汗して働く者がむくわれるべきことを主張する社会党は、その点からしても全く悪質である。総評に至っては、政府と同一の四島返還論であり、同党も「総評とこの千島問題に対する意見の調整を図っていく必要がある」と考えておるそうである（同党45回大会、80年12月1日の国民運動局長答弁。同党『月刊・社会党』81年2月号、一六三ページ）。

なお同党は、73年10月1日の根室大会（返還要求全国集会）を開いたものの、昨年8月23日の札幌大会（返還要求北海道・東北国民参加総決起大会）自・民・公・共参加、二〇〇〇人）に参加しなかった。同党の道本部はその理由を、形式的参加でも国民統合の全体主義的危険があり、無用な反ソ運動に反対だったから、と言っている（『社会新報』道ブロック版、80年9月12日号）。今後

も政府と同一の反ソ民族排外主義の返還運動とは、縁を切ってもらいたいものである。

さて次に共産党は、全島返還・日本のいわば正当な領土論である。政府の主張とほとんど共通の認識に立ち、固有の領土論とも似ており、「南千島は、かつて下田条約からみても、外国の領土になったことのない、本来の意味の固有の領土」だと同党宮本委員長は、日ソ両(共産)党会談後の記者会見で述べている。(『赤旗』79年12月27日)政府との違いは、千島の放棄はソ連に対するものではないから、ソ連に対して返還要求の当然の法的根拠があるという解釈は成り立たない——とする点にある。だから「国際法的にも請求権を回復する」のは、千島を放棄したサン条約2条C項の破棄によってであり、同党は自・社・公・民四党と違って、「齒舞・色丹返還、そして前記条項廃棄通告後の全面返還」という独自の国会決議案を提出したのである(同党のパンフレット『日ソ両党会談の真実』11ページ、16ページ。80年6月)。

ヤルタ協定自体は認めざるをえず、北海道の一部——齒舞・色丹以外の千島の放棄は、サン条約を破棄しない限りは非難できない——だがしかし、と同党は言う。内容的には歴史的に正当な日本の領土であり、全千島を領土とした樺太・千島交換条約がある。放棄を「いったん宣言しても間違いがあれば変更が可能」であり、それは「国境が国際法にそって平和的に変更し得ると確認したへ

第二章 日帝・政府の固有の領土論

蝦夷人の性は愚にして善である。

——林子平『三国通覧』

公明・民社両党も政府と同一の固有の領土論であり、四島分離(公明)・全島(民社)返還論で、政府とほとんど同一の認識に立っている。社・共とも共通する、この政府の「北方領土」固有の領土」論を次に検討する。

この「固有の領土」論は要約すると、

①千島列島のうち、いわゆる北方四島——ハボマイ・シコタン・クナシリ・エトロフは、日本の固有の領土である、
②この条約上の根拠は、①カイロ宣言にいう「暴力および貪欲」によって略取された地域ではない、③ヤルタ協定第三項(千島はソ連に引き渡す)は、日本が参加していないから、これに拘束されることはない、④サン条約二条Cは、この四島を含んでおらず、かつ最終的帰属をどこであるとも決めていない——ことにある。

③また、この歴史上の根拠は、①一度も他国の領土になつたことがない、②ウルップ島以北は、ロシアの支配が及んだことはあるが、エトロフ島以南は日本の支配下にあつた——ことにある。

④この四島が千島列島(The Kurile Island)と違うことは、宮部金吾教授も指摘し、前者が「日本の植物相

ルシンキ会議(全欧安保協力会議)の最終文書(一九七五年八月)の例」もある、のだという(『赤旗』81年2月5日)。——だから、と同党は言う。政府・民間共催の北方領土の日全国集会には、同党の瀬長亀次郎副委員長が出席する、四島といえども日本に返ることはいいことだ、と。

率先して反ソ排外主義の政府に手を貸す共産党に対してわれわれは、社会党に対してと同様、何よりもまず、日本民族によるアイヌ民族の侵略・抑圧としての千島併合を一体何と考えるのか、と糾弾しなければならぬ。同党の道委員会によるパンフレット『アイヌ系住民の権利と生活を守るために』(76年11月)も、アイヌ民族の抵抗の歴史を、痛みを以って認めているはずである。コシャマインの蜂起(一四五七年)、シャクシャインの蜂起(一六六九年)はもとより、松前藩商人・飛騨屋久兵衛に対するクナシリ・アイヌの反撃——ノッカマップ蜂起(一七八九年)は、ソ連の不当性とあわせて、日本による暴力と虐殺での千島領土化の歴史そのものであつて、日本に返るのはいいことでも何でもない、それどころか民族抑圧・併合の合理化以外の、一体何であろうか。

をなしているのに対して、後者は亜寒帯植物相である(以上、外務省・総理府のパンフレットによる)。

これらの根拠と「学説」は全くのデタラメであり、政府自身も実のところ及び腰である。そして一見して弱点とわかる所は②④である。政府・自民党は、サン条約締結の張本人である。同条約二条Cは、千島放棄を明記しており、一九五一年にこれには四島を含むと国会答弁までしている。千島放棄の当事者本人が、千島返還には条約上の根拠があると主張することは、いくらなんでもむりである。そこで、四島は含まないと態度を変更して、このむりをいくらか解消しようとしたわけである。しかしこれでも依然として②④とは矛盾している。放棄してないのだったら、「暴力および貪欲」によらないものだということは問題にならないはずである。「暴力および貪欲」によるものが、よるまいが、条約上放棄してないはずではないのか。政府自身、及び腰だ、というのはこのことである。自信がないので、根拠が一つでは心もとないというわけだ。それに②④を強調すればするほど、ではなぜ全島返還でなく、四島返還なのか、がそれだけよけい問題になってくる。この際、四島以外は「暴力および貪欲」によるものとしてあきらめた、とでもいうのであろうか?

②④もインチキである。ヤルタ協定は戦勝国間の領土分割協定であり、われわれにとって何らの人民的利益を

もたらずものではないが、これがポツダム宣言↓サン条約へと流れこんだものであり、後者を認めておきながら前者に拘束されない——などということは御都合主義である。

③の歴史上の根拠など、インチキどころではない。④など、どうして根拠になるのか。他国でなければ自国であるのか？反対に、日本の固有の領土でないこと、根拠ではないのか。これでは、他人のものも自分のものと同じである。⑤のエトロフ以南は日本の支配下にあった、というのも仮にそうだとしても、本論冒頭（『千島森林誌』）の「わが国の統治下にあったアイヌの居住地として」そうであったのだ。そして更には、この「統治下にあったアイヌ」の実績をむりにつくりあげようとして、松前藩領化・幕府直轄化を繰り返して、「エゾ介抱」策や同化策に腐心しなければならなかった事実があるのだ。対露領有の主張の必要性から、これら「統治」「支配」が急がれたのである。

さて、こんなふざけた「根拠」など、つきあうのが苦痛なのであるが、④のいわゆる宮部ラインについて触れておこう。

北大の故宮部金吾教授の「日本の植物相」なる学説が根拠にあがっている。しかし同教授の『千島植物誌』なる論文は英文である。そしてそれは本邦では入手困難である。本邦になく英文——これを「根拠」にされるのは

と単純化することは、そもそもまちがいである。

かくして、「根拠」と並んであげられた四島の「日本性」なるものも、「愚にして善」のエゾ人の統治・絶滅策の延長にある、和人の勝手な侵略・併合の論理そのものだということが明らかになる。和人＝日本民族とは、まさに「賢にして悪」の民族である。

第三章 新左翼系の「北方領土」論

〔四島は〕先住民のアイヌ族を除いては、異民族の移住をみない、純然たる日本領土である。

根室市総務部総務課領土
対策室主査編『北方領土』
第11版、二八頁、七八年

かかるインチキ「根拠」に立脚した固有の領土論と、アイヌ等の北方諸民族抜き・千島でない「北方領土」論。そして社・共以下の既成左翼が全会一致に組み込まれ、日本による領土化・併合を棚にあげてのソ連の不法占領非難＝反ソ民族排外主義には全く無自覚。後者は、プロレタリアートの国際主義などかなぐり捨てた社民とスターリン主義にとってみれば、当然の帰結である。

しかし新左翼系はどうか？

残念ながら極く一部を除いて、ほとんど「北方領土」論は確立されていない。革共同両派も解放派も、「北方領

たいへんに不親切であるばかりでなく、迷惑である。第一、これを「根拠」にする人は、同論文を読んだことがあるのか。

宮部教授が「述べている」ところは、「南千島が北部日本植物区系の影響を濃厚にし、北千島が北東亜細亜（アジア）及び北太平洋を含むベーリング海地方植物区系に類似を持つ事」（館脇操『千島列島の植物』106ページ、北海道庁編『千島概誌』所収。傍点は引用者）以上ではない。四島は「日本的」植物相の「日本的」が強調されているが、右に見るとおり「北日本」「北部日本」と類似している、とされているのである。そして宮部教授は、千島植物区系を北海道＝本州に親近関係を持つとみる学説に対しては、それと反対の立場に立ってさえいる（同107ページ）。

四島を日本的だと強弁するのがともとも無理なことは、稲垣貫一『北海道の植物、道北の植物を中心に』（旭川叢書、第4巻、70年7月）によっても裏づけられる。稲垣氏は、大雪山系黒岳石室で宮部教授の名を宿泊者名簿に発見して、それこそ大感激した人物である。他ならぬその稲垣氏が同書で、北海道の植物分布について「地域によっては亜寒帯、寒帯に入り、また温帯から亜寒帯に移行している地域もあるので」複雑だと述べているのである（193ページ）。北海道でも標高を問題にしなくとも亜寒帯移行地域はむろん、亜寒帯も存在するのであるから、四島まで温帯（ないし亜寒帯移行地域）イコール日本的だ、

土の目」には具体的主張はなかった。中核派などは、未だに沖縄奪還論であり、日帝の国益・国防論の具体的環となりつつある「北方領土」論には無頓着。宗派＝カクマルを反面教師に、ブント主義を半ばとり入れながらも依然として革共同主義の帰結＝内ゲバ主義が基軸である。日米安保条約の締結（60年）に、これを日帝の一外交課題に過ぎずと無頓着で、米帝従属論で済ませていた革共同の（暗い過去）が想起される。第一、沖縄奪還といつても、沖縄をどこから奪還するというのか？！

第4インターには織田進著『北方領土と共産主義—真実の歴史の復権』（国際革命文庫No16。78年5月）がある。副題のとおり、北方諸民族抑圧の「真実の歴史認識」に立つ、民族解放闘争支持論である（同派『世界革命』紙掲載の二論文を収録）。領土返還論の反ソ連合を批判し、レーニンの革命的敗北主義を説き、前記のいずれの主張よりも正確かつ明快である。特に「真実の歴史」としてのクナシリ蜂起（第二論文・第二章）、日帝の千島侵略（同・第三章）は、われわれと同じ認識に立っている。

しかし同派は、「『北方領土』のソ連領有は正しいか？」と自問し、これに次のように自答している。「〔これは〕『労働者国家ソ連の防衛』という、軍事的な理由によってだけ正当化される」（33ページ）だから「日本が労働者国家になる時まで、これは「政治的正当性」がある（34ページ）という。そして「世界三大漁場の一つと言わ

れるこの海域の豊かさは、むしろ北方四島のソ連領有によつて保障されているのだといわなければならぬ」(37ページ)。それは、仮に日本が領有すれば、漁業独占がこの漁場を荒廃させ、漁民を抑圧することになるから、ということである。

これではせつかくの右記のすぐれた認識が、ソ連国家擁護論「プロ・スターリン主義によつてだいなしである。第一、ソ連国家ははるかバリケードの向う側であつて、労働者国家などではない。今日、(階級)的ですからある特権的党官僚に、領有主張の「政治的正当性」など、かけらも認めすることはできない。こうした支配者であるから「この海域の豊かさ」を保障するどころか、領海二百カイリを主張して、日本の漁獲量を半減させてしまった(77年以降)。日本の漁業独占も顔負けの漁民抑圧でなく何であろうか。「この海域の豊かさ」を保障しているのは、海流(寒流と暖流)であり、ソ連はこの「漁場を荒廃させ」ている張本人である。

次にブント紅旗派は、同派の『紅旗』創刊号(80年8月)で「エゾ地併合の歴史と中国派、ソ連を批判した」「北方領土」論を展開している。同派の、帝国主義段階では民族運動には進歩性のかけらもない云々の主張(74ページ)等に多少疑問はあるが、彼らの主張はわれわれに近い。そして同論文をわれわれは、同派の中国派からの訣別宣言と考える。彼らの綱領とテーゼは、中国派的な

の同情は遂に余をして本書を世に公にせしむるに至れり。

——鳥居龍蔵『千島アイヌ』序

これまでの検討では、いずれも「北方領土」の日本領有の「根拠」とされている条約や歴史なるものをとりあげてきた。これは仮に条約・条文・法律に従つて領有が決定されるもの、としての論議になるべく則して述べてきたのである。

しかし、仮にそうだとしても、相当のインチキであるばかりでなく、そもそも領有・領土論議自体が極めて不毛であり、現実の民族的諸問題の解決には、どのように結論したところで役立つまいこと、それぞれどこかその反対に、かかる領土論議自体が今日の民族的諸問題の原因ですらある——このことが次に問題となる。

まず第一に、「領土・主権・国民としての国家」が、そもそも近代統一国家であることである。領土で限界づけられる国家、即ち領土としての国家というのは、極めて近代的な概念なのである。国家を意味する Stato (スタト) 自体、15世紀のルネサンス期に形成されたと言われる。とりわけドイツで顕著であつた大小多種の諸「領邦国家」が、「国家」とされたのは19世紀である、とされている。どのようなものでも Stato と呼んで、これが「国家」概念として確立されたのは、いずれも民族的統一・国民経済の成立に至る時期なのである。当初は異質な

ところがみうけられるし、自他共に中国系の党派と考えられてきたのであるが、同論文は実質的に中国派でないことを鮮明にした、といつてよいだろう。労働者党等の中国派に対する批判の厳しさはたいへんなものである。『ソ連問題』の竹谷文男氏、『プロレタリア』等はコテンコテンに批判されている。いかにも紅旗派の批判は正当であり、同派がこれら中国派を批判しているその感性はわれわれに極めて近くなっている。

以下、われわれは中国派系の主張の検討は省くが、昨年12月2日の全国集会への彼らの参加が、無自覚な・それ以上に悪質な・民族排外主義であることを、確認しておこう(同集会の推進委・委員長は佐々木更三。参加者は社会・下平正一、公明・斎藤実、社民連・田英夫、新自・森田重郎らであり、「北方領土の日」をつくること、鈴木首相の「北方領土」視察、等の要求を決めている)。

第四章 民族とクニ

されど適者生存、優勝劣敗の原則は、汝(千島アイヌ)の手より幸福を奪ひ去り……其人口の如き、又減じ減じて、隣れにも僅かに六十有余名を残すのみ、……

この運命を知る者、何ぞ一滴の涙なき能はざらんや、其汝に向て

価格体系を含む国内市場、ないしは遠隔地取引で利潤をあげるといふ商人資本的蓄積が、15・16世紀の支配的様相であつた。このいくつかの市場圏が、「帝国」下の「版図」よりも、よりコンパクトな統一市場圏として成立する方が、産業資本の蓄積により適合しており、かかる時代的要請に應えるものとして民族的統一・国民国家形成が急がれたものであろう。

だから常識的に考えられている、原始的集落としてのムラからクニへの発展といつても、このクニは部族国家・原始国家・古代国家である。『漢書』の地理志が「夫れ楽浪海中に倭人有り、分れて百余国となる」としている「百余国」も、かかる領土としての国家ではない。国家は、旧来の共同体内部に限定されていた経済生活が、外部からの商品経済に促進されてその範囲を拡大し、経済的強制による旧来の共同体的規制が経験的なものではとてもまにあわなくなり、かかる慣習的規制体系に代わる「統括」者として生み出されてきたものなのである。

領土は国家の「所有」としての領有の(空間的)限界であるが、この「所有」自体もまた近代法的な概念である。封建社会での生産手段(土地)と直接生産者(農奴)との関係は、所有ではなく占有である。農奴は土地の自由処分権を持たないが、実質的使用権がある。領土は土地の所有者であり、農奴はそれを占有している借用者である——これがエンクロージャー運動の論理である。封

建的な農村共同体としてのマナでは、耕地混在制であった。農民の耕作地は「他人」の耕地と入りまじっており、農民の自然条件を平均化させようという共同体的規制がここには働いているのである。この共同体下では、「他人」と「自分」とは混在しているのである。時代を昔にさかのぼるほど、この「自分」は共同体内部でわちがたく溶解し、従ってその「所有」も次第に「大地に埋没」していくのである。

かくして、領土としての国家自体、近代的イデオロギ―であり、領土論議はそもそもいかなる社会をも維持するに不可欠なものとは全く異なる、国家の名によってその有力構成員（即ち支配者）の自由・排他的処分権主張である。民族国家・国民国家としての現代国家は従って、領土としての存在そのものから必然的に「適者生存、優勝劣敗の原則」を貫徹することになる。これはいかにしても、民族の共存・融合を実現することはできない。

われわれは、決して簡単な過程ではないにしても、国民国家・民族国家の（自己否定としてのプロレタリア国家）建設が、言語共同体的な民族の固有な利害をまぎれもなく消失させ、民族の共存・融合を必ずや実現させるものと考えている。従って抑圧民族のプロレタリアート人民は、自国政府に対して被抑圧民族の（独立を含む）自決権を要求し、民族解放・社会主義革命の闘いの勝利をめざさなければならぬ。

中国「四人組」裁判の意味するもの

中国最高人民法院・特別法廷（江華裁判長）は、一九八一年一月二五日、林彪・元中国共産党副主席（死亡）、江青・毛沢東夫人・元政治局員らの「林彪・江青反革命集団」裁判の判決公判を開いた。そして、江青、張春橋・元政治局常務委員・副首相に、死刑（執行猶予二年）、王洪文・元党副主席に、無期懲役、姚文元・元政治局員に、懲役二〇年の刑という判決を下した。一方、林彪グループ（陳迫達ら）には、一八年〜一六年の相対的に軽い判決が下された。

「四人組」裁判の茶番性

しかし、この裁判をもって中国が、対外的に、近代国家として必要条件である、法にもとづいた正当な裁判を執行したと宣伝してみても、しよせんは、権力を奪ったものが、奪われたものを、断罪している権力闘争の姿をけつしておおい隠すことができない。この裁判が、権力闘争の勝者が敗者を裁くパターンであることは、中国自

本章冒頭にある、アイヌ民族の「人口を減じ」させたのは、日本民族国家である。「一滴の涙」ではなく、アイヌ等の北方少数民族抑圧の反省（独立を含む）民族自決権を、日帝・政府に要求する闘い——これがわれわれの「北方領土」ではない千島闘争である。

アイヌ社会は、和人（シヤモ）——日本国家と接触し、17世紀頃にはコタン（村落）とイオル（狩猟圏）に規制された旧来の地縁集団から、次第に個別家族——政治的首長を形成し、部族国家的な（アイヌ民族）として自己を形成してきた、と言われる。幕藩体制下の日本国家は、このアイヌ社会の独自の発展をストップさせ、その代わりに場所請負制下で搾取・絶滅させてしまった。

近年北海道で、岩内の放火事件等、アイヌ民族（現在2万〜10万人と推定される）差別が次第に拡大し、北大教授や学会の糾弾闘争も強化されてきている。われわれは、北海道はもちろん、千島について次のように、民族差別糾弾・民族解放——社会主義の闘いを前進させていかなければならない。

即ち、それは、「北方領土」を含む千島を、アイヌモシリ（大地）として、日本政府は北方少数民族抑圧の歴史を反省し、（独立を含む）民族自決の権利を承認せよ。「北方領土」返還による北方少数民族の併合・再分割糾弾——ソ連政府は北方少数民族の併合——千島占領をやめて民族自決権を承認せよ——である。

伊豆 肇

身が、世界にテレビ中継した報道からも、皮肉にもはつきりと視てとることができなのだ。

判決が下された時、江青は、「造反有理、革命無罪」と叫んで退廷させられたという。江青は、これまでの法廷でも「自らは 毛主席の指示に従ったまでだ」とし、

「自らを裁くのは、毛沢東を裁くことだ」と鄧小平派にせまった。確かに、「文化大革命」は、毛沢東が始めたものであり、「文革」派を裁こうとすれば、毛沢東を裁くことにもなり、江青らは、否応なく鄧小平派の毛沢東批判をあぶり出した。奇しくも、この判決が報じられたのと時を前後して、各朝刊に、廖蓋隆・北京市報道学会顧問の毛沢東批判文献報告文書が、掲載されていた。これは、鄧小平派が、はつきりと毛批判に踏みきったことを、詳しく報告している。この文書は、党創立の一九二一年から五六年までの三五年間、毛沢東は党と中国革命に大きな貢献をしたが、五七年から死去するまでの二〇年間は、大きな誤りを犯し、党と国家に多くの損失をも

たらし、と明確に批判している。そして、天安門事件（七六年四月）直後に、鄧小平（当時副首相）を再失脚させた責任が、毛沢東にあることを指摘し、この報告が鄧小平の毛沢東に対する「思い」を生々しく現わしている。

限定的毛批判と現在の中国

しかし、この論文によると鄧小平派は、毛沢東の功罪を、五七年をメルクマールにしているように、全面否定してはいない。（というよりできないのだから）五八年からの大躍進路線は、全否定であるが、文革中の毛の誤りは、「好人物、弁錯誤」（良い人が誤りを犯した）であるとして、罪はすべて「四人組」にありとしている。マスコミが分析するように、鄧小平派が、完全に権力を握ったといえるのかという疑問を、江青、張春橋に死刑判決を下したものの、執行猶予をつけざるを得なかったという事実と、毛批判の限界性を示したともいえるこの廖文書にみてとることができる。そういえば、華国鋒（国家主席）の処遇も、はっきりしない。鄧小平派は、旧正月（二月五日）明けにも、六中全会と十二回党大会を開き、華国鋒の党主席辞任、胡耀邦の主席就任、そしてはっきりとした毛批判である「建国以来の党の若干の歴史問題に関する決議」をし、鄧体制確立をはかるという（予定だったようだが、現在その開催は大幅に遅れている）。

現在の党政治局の構成は、鄧小平派十一人、中間派十人、華国鋒派五人といわれ、ほぼ鄧派が中央での実権を握ったことは、間違いない。しかし、地方レベルでは、文革時代の大量入党による黨員と、いまや要職についている文革系黨員が多いといわれている。たとえば、北京、上海など二九の一級行政区では、四分の一が、文革系であり、その下の県級（二万以上）では、八〇%以上が文革系で、三千八百万黨員の六割が、文革時入党黨員という。鄧小平派は、これら黨員を黨員再登録＝整風運動を起し、八百万人にしぼろうとしている。この過程で、かなりの軋れきがあるのは、間違いない。

また、人民解放軍でも、鄧派は完全制覇しきれていない。八〇年九月の全人代で、葉劍英は、全人代常務委員長を辞任しなかった。鄧小平は「年寄り頭が固くて」と、はっきり葉劍英に対するイヤミをもらしているそうだが、その葉劍英の影響の大きい軍では、全国に十一ある大軍管区のうち鄧派の傘下にあるのは北京ぐらいで、南京、武漢、福州、広州の四軍区は葉劍英・徐向前（前国防相）派といわれ、残りも鄧派の勢力は少ないといわれている。

「四人組」はなぜ簡単に敗北したか

一月二五日の「四人組」判決において、数日を経ずして、新疆ウイグル地区で、下放青年を中心とした大規模い所得格差）を抱えしえず、「文革」の目ざそうとしたものが人民大衆に物質化しえなかつたところに最大の問題があると思う。

危機を深める中国経済

鄧小平派は、毛沢東の「階級闘争永続論」を批判し、経済政策では、大躍進路線を否定した。「農業は大寨に学べ」「工業は大慶に学べ」は完全に否定されたのだ。そして、帝国主義（米帝、日帝）の協力のもとに、近代化路線を突っ走ろうとしている。しかし、中国政府自らが認めるように、失業者七百万人、インフレ率年十二%、二〇%、通貨の膨張七%という過剰流動性、百二十億元（一兆五千億円＝一九八〇年）にのぼる財政赤字と、経済面での困難は山積みである。これらの経済困難に、鄧小平は、帝国主義諸国からの資金導入と、宝山製鉄所プロジェクト打ち切りに代表されるような再調整をはかっている。ちなみに日帝は、七九年末、大平訪中で、五〇〇億円にのぼる政府借款の調印をしたが、その際、大蔵官僚の間で、中国の「カントリー・リスク」が議論され、現在の鄧体制は、当分大丈夫との結論が出たそうだが、果して日帝・官僚どもの期待どおりいくかだ。

中国は、「八字方針」を掲げ経済再調整をはかっている。その「八字方針」というのは「調整・改革・整頓・向上」である。全人代で発表されたこの方針は、「大寨方式」「大

な暴動が起きた事が報じられている。話は、ちよつと古くなるが、七九年に訪中したポストン交響楽団（小沢征爾指揮）が、上海で公演した際、その会場を二千名以上の「待業青年」（失業者）が取り囲み、デモとシュプレヒコールを繰り返したという。しかも、そのシュプレヒコールは、米帝（ポストン交響楽団）、日帝（小沢征爾）に向けられたものではなく、その音楽会に出席しているであろう党幹部に向けられた「職よこせ」「都市に就職させろ」というシュプレヒコールなのであったという事である。この時期に行われた下放青年の都市復帰デモは、北京、天津など、めぼしい市や省で、拡大し、総勢三百万人にも達したと、当時いわれていた。上海市をとってみても、六八年から七〇年の三年間に、下放された青年は一一〇万人。それが七九年になって一〇万人強の青年が上海にもどり彼らのいう「待業青年」（失業者）となったのである。これでは暴動が起きない方が、不思議である。しかし、この事実はまだ「文革」派が、なぜあれ程簡単に敗北したかを、あらわしているのではないのだろうか。「文革」が路線なき革命とはいえ、少なくとも官僚化し、保守化する党の体質を「文革」によって、より階級的なものに変革していくという試みを実践しようとしていた。しかし、それが毛沢東の上意下達によって開始され、そのカリスマに依拠してそれを継承した「四人組」が人民の抱えている矛盾（例えば都市と農村の著し

慶方式」の全否定の具体化でもある。たとえば農業では人民公社の生産単位を、文革時とは逆に、基礎単位を末端の生産隊におろし、競争原理を導入し自留地による自由な生産販売を認め、市場原理を大幅に導入して、農民の生産意欲を引き出そうとしている。しかし、その道は、いつか来た道、だれかがたどった道ではないのか。中国が最も忌み嫌う「社会帝国主義」と呼ぶ国のたどった軌跡を中国共産党はきびしく総括したはずではなかったのか。中国共産党は、臆面もなく唯物質刺激・競争主義で危機を乗り切ろうというのだ。

容帝民族主義を強める鄧体制

国内再調整の結果、宝山製鉄所第二次プロジェクト打ち切りによる日帝独占資本の損害に「わび」を入れるため谷牧副首相を派遣し、その後の特使派遣で具体的損害賠償を検討するなど、鄧体制は、ひたすら日帝との関係維持をはかっている。しかし、中国人民内部からも、近代化を急ぐあまり、帝国主義独占資本との無原則的契約に批判が、巻き起っている。

我々は七九年九月、「地鳴り」第一巻第十四号において、中国共産党を「民族的官僚制過渡期国家」「容帝民族主義」と規定し、その華・鄧体制による「民族主義外交」を、根底的に批判した。

二年半を経過した現在、我々は、その中国批判の正し

さが、ますますもって確認される事に、苦々しい気持ちを感ぜずにはいられない。

当時の華・鄧体制は、今日、中間派華国鋒が失脚し、鄧体制に収れんされた。そして、その路線は、国内においては、生産力主義、外交においては、増々反ソを唯一の環とした、民族主義的純化を上げている。

我々は、今後も、反ソ・経済近代化のみを主要目的にした鄧体制の帝国主義諸国との協調を、中国人民と共に批判し、弾劾しつづけていく。そして更なる中国人民との革命的連帯を果していきたい。

ポーランド人民に連帯する

官僚制過渡期国家の激動

木下真史

80年7月1日、ポーランド統一労働者党第一書記ギエルクが、食肉価格を30〜40%値上げすると発表したことを契機にポーランドは、戦後4度目の決起をむかえた。それは、過渡期国家群の党々官僚的支配体制を根底的に批判するものとして、ソ連スターリニスト体制をゆるがす歴史的大事件である。小論は、ポーランド危機の歴史的背景と現在の問題点を明らかにすることにより、ポーランド問題の歴史的革命性の一端を明らかにしたい。

1 ポーランド——民族的抵抗の歴史

映画「地下水道」や「灰とダイヤモンド」(ワイダ監督作)の暗く輝く映像にもうかがわれるように、ポーランドの歴史はまことに複雑で、最近50年をとっても、帝国主義列強と、そしてあるうことか、ソ連の抑圧下にあった。

第一次大戦により、帝政ドイツが敗北し、帝政ロシア

が革命ロシアに転生することにより、ポーランドはようやく、民族国家として成立するが、39年の独ソ不可侵条約を機に、ドトツとソ連とに分割されてしまった。(そもそも、ポーランド共産党は、その国際主義者の性格を理由に38年にスターリンの手により解党させられてしまっていた)。ポーランド人民は、第二次大戦中、反占領軍ゲリラ活動を展開するが、ソ連軍による「カチンの森の虐殺」(四千五百人のポーランド軍将校が虐殺された)や「ワルシャワ蜂起」の見殺しなど、ロンドン亡命政府・国内軍(AK)と、ソ連亡命派の対立は、戦後ポーランド政治にも大きく影響する。そして、ポーランドの民族的構成は、ナチによるユダヤ人大虐殺により大変更を受けた。ユダヤ民族は、ポーランドには、かつて三百五十万人住んでいたのに、二百万人近くが殺され、しかも、戦後の国外移住で、わずか二万五千人に減少したのである。

こうした、民族的悲劇を二百年以上受けつづけてきたポーランド民族が、とりわけ五百万人の農民層が、キリスト教の強い影響下——国民の8割がカソリックといわれる——にあることは、革命派にも理由があると言わざるを得ないのである。

2 二度の民衆蜂起——経済的譲歩と政治的まきかえし

大戦中、国内でパルチザン活動の指揮を取り、ポーランド労働者党を組織したゴムルカが、45年、政権を手中にした。しかし、「国内派」たるゴムルカは、「モスクワ派」——スターリンに抵抗し、上からの農業集団化を引きのばし、さらに、コミンフォルムの創設にも異議をとらえた。しかし、48年になるや、「モスクワ派」——ナトーリ派が、当時の「チトー主義批判・右翼偏向批判」を理由にゴムルカの追いつきに成功した。ソ連は、ロコゾフスキー元帥をポーランドに帰化させ、ポーランド軍の司令官にすえつけ、ポーランドを衛星国化しようとした。だが、56年、ハンガリー蜂起に先立ちボズナニの金属労働者が、賃上げとソ連軍の退去を要求して決起したのである。フルシチョフが、ソ連軍を国境に密集させながら、ワルシャワに乗りこんできたが、ポーランドの労働者はよく団結し、それにつき動かされて党は、ゴムルカを再び政権の座につけロコゾフスキーは追放されたのである。

げ反対のデモ、ストライキに突入した。警察力を使った当局の弾圧に、労働者は武装して党と警察機構に反撃したが数十名〜百名が圧殺されたという。しかし、両市の労働者は、コンミュニオン体制をつくりあげて闘争態勢をとかず、ついに、ゴムルカが失脚し、ギエレクが党第一書記の座についたのである。

3 ギエレク体制——外資導入による成長政策

ギエレク政権は、労働者の抵抗が政治権力のあり方を問題にし始めたことに驚き、実質生活水準の上昇を、体制化のための最大課題とした。そして、71〜75年にかけて、年率10%の経済成長をとげ、年率7%の実質賃金上昇を実現した。

そのギエレクの「神話」の実態は、西欧資本主義諸国からの借金により、先進技術・プラントを導入し、遅れた産業構造を高度化しようとするものであった。75年〜75年にかけて輸入は50〜70%増加し、他方輸出の伸びは20〜30%台にとどまっていた。

こうした経済成長策は、戦後の出産増による新規労働力（5年間で百六十四万の増）ともあいまって、ポーランドを世界第十位の工業国へ押しあげたのである。

4 石油危機に直撃された借金経済

こうした外資導入による成長政策は、韓国や中国その

ゴムルカは、当初、オスカー・ランゲやカレツキーなどの経済改革派官僚を登用し、極端な中央集権化を改め、また強制的集団化の失敗を認め、一万一千の集団農場のうち、二千を残して、私営に再び転換させるなど、「労働者や農民のイニシアティブ」に依拠しようとした。だが、ゴムルカはそれ以上政治改革を進展させようとはせず、生まれたばかりの労働者評議会も、すぐに党の支配下に置くなどして有名無実化してしまった。政治的変革なしには、経済的有効性を持ちえない。それゆえ、58年には「経済改革派」は、部厚い党官僚体制に敗退し、むしろチエコ、ハンガリー、ソ連などの方が「新しい経済改革」を60年代に推し進めるのである。

そして、68年の「プラハの春」に対して、ゴムルカは、67年のイスラエル「6日間戦争」を機にした「シオニスト」狩りを徹底させ、さらに改革派を抑圧していった。そして、ポーランド経済を再建するため、69年から、きびしいデフレ政策をとり、70年12月には、食料品価格を大幅につり上げ（食肉17・8%値上げ等）、その代わりに耐久消費財の値下げを発表した。これは、価格をコストに近づけることより価格体系にバランスを取り財政赤字（農産物は多額の補助金が出ている）を解消しようとしたものである。

だが、こうした官僚主義的強制に対し、バルト海のグダニスクと東ドイツ国境のシチェチンの労働者は、値上他にもみられるごとく、よほどの政治的経済的国内基盤がなければ失敗に帰しやすなものなのだ。有機的技術関連や、それに対応する技術力がなければ、いたずらにインフレムードをあおり、消費需要を増加させるのみなのである。

それに加えてポーランドにあつては、第一に、73年秋の石油危機により、西欧からの輸入価格が急騰し、輸入インフレが加速化し、第二に、ソ連の石油価格の世界価格への追従により、ソ連との交易条件は75年から78年にかけて20%ほど悪化した。第三に、ポーランドのネットワークである農業不振が75〜80年にかけて再発し、とくに穀物の不作が続いている。

農産物輸出で一定外貨を獲得してきたポーランドは、再び国内消費をきりつめ、輸出にまわそうとし、76年には、再び食料品値上げを実施しようとした。ポーランド農業は、国営農場が全農地の10%、生産協同組合が10%で、残り80%は零細農地（0・5〜1・5ha）を営営する私営農民三五〇万人が経営し、そのほか小作農労働者の範疇に属する小耕作者二〇〇万人から成っている。農民は、ほとんどが50歳以上であり生産力は停滞している。

ギエレクの経済的譲歩は、食料品小売価格を十年間据置くことに表現されているが、それは、国民所得12%にあたる補助金が国家予算から支出されており（国家財政

の40%)、食料品生産者価格の70%を占めているといわれる。

76年6月、ワルシャワ近郊のウルス・ラドム市で三たび値上げに反対する暴動が起きた。これを機に労働者擁護委員会(のちの自衛委員会、略称KOR)が14名の「反体制」知識人を中心に発足し、労働者本隊の決起との連帯が開始された。これに対し、ギエレクは、投資を抑制し、消費の伸びを抑え、輸出を拡大し、なんとか均衡をはかろうとしたが、「中進的工業国」の輸出製品の過剰ソ連との交易条件の悪化などにより、累積赤字はふえ続け、実に二四〇億ドルに近い対外負債を負うにいたり、国家破産にひんすることとなった。

5 八〇年「連帯」の勝利の意味するもの

右記のように、79年〜80年の経済危機は、党官僚機構が、徹底した政治的改革を回避し、経済成長策で労働者階級のココ先を転じようとしたことに起因する、官僚的過渡期国家の根底的危機である。

79年度マイナス成長、実質賃金の低下をこうむったポーランド労働者階級は、80年8月14日、グダニスク・レニー造船所(なんと皮肉なコトバカ)のストライキ突入、ソポト、グジニア、シユチエチン、などの14都市でストに突入した。

今回の決起は、三度にわたる武装決起を明確に総括し、

労働者民主主義の要求すら「(反)革命」なのである。であればこそ、56年のハンガリー、68年のチェコで行ったような軍事侵攻を再度ポーランドで行う用意はすでに完了している。だが、ソ連にとって、ポーランド侵攻は、政治的、軍事的、経済的には、重荷を増すばかりである。一時的にせよ、(チェコとは異なり)ポーランド軍の一部との戦闘は避けられないばかりか、長期的軍事的制圧なしには国民大衆、とりわけ労働者階級のゼネストに対決できない。

それは、巨大な経済的負担を意味し、低迷を続けるソ連経済にとって、暗い展望をもたらすのみである。まして、労働者のゼネストに対峙するソ連軍の動揺をも考慮せざるをえない。そして、ポーランド侵攻は、国際政治上の再冷戦構造を成立させるばかりか、「第三世界」をふくめ、あらゆる地域で政治的支持勢力を失う可能性をも計算しなければならぬ。

アフガンでの軍事的手づまり(アフガン親ソ勢力の内紛、分解は、いっそう進行している)に加えて以上の要因を考慮することにより、ソ連官僚は、今のところ、侵攻を見合わせている。

7 「二重権力」状態の萌芽とポーランド人民

ソ連党官僚が、逡巡している間に、ポーランド党官僚は、労働者大衆の力の前に後退しつづけている。かつて

工場ストライキ委員会(MKS)を結成し、経済要求をかかげつつ、なによりも独自の政治的要求自主管理労働組合の承認とスト権の承認をかかげ、ワレサ議長のもと、全国的に統一した組織を作りあげた。

それは、ソ連型の党独裁、党と国家機構の単一化に、根底的批判を加え、さらに、「統一労働者党の国家における指導権を認める」ことによりソ連の軍事的侵攻を食いとめようとする「うかい作戦」である。労働者階級が政府に対して自らを防衛しなければならぬ根拠がある限り、労働組合が、従来のような国家と党の御用組合に伝導ベルトであつてよいはずはない。

6 ポーランド侵攻をもくろむソ連官僚

ソ連官僚にとっては、進行するポーランド危機は、東の中国との対立、南でのアフガニスタン・ゲリラ戦争と共に、ソ連を包囲する政治的軍事的対立の激化を意味するだけではなく、なによりも、ソ連型の官僚的支配体制内部から生み出された造反として、他の東欧諸国(例えば、チェコ、ハンガリーとポーランドは、平常時はフリーパスである)をも、まきこむ可能性を大いに持つだけに、体制全体にかかわる危機なのである。

ソ連官僚は、党独裁と党による全国家支配機構の独占が否定されるのを許すわけにはいかない。彼らにとって、労働組合の自主管理権を認めるという「ごく初歩的な労働者評議会にかわり、自主管理労働組合「連帯」が

ほとんどの労働者を結集し、まさに「二重権力」の萌芽状態が生じ始めている。「連帯」はスト権を武器に党への対抗勢力に急速に成長している。今まさに、問題なのは、こうした自主管理労働組合が、全政治的改革のプログラムを提起し、自らが権力となるか否かである。

なぜならば、スターリン主義に染められた官僚主義者、ポーランド労働者党は、座して自己の敗北を認めることは、絶対ありえない。プロレタリア民主主義の否定の上に立つ官僚主義者党を根絶するのかが問われているのであり、この一点をめぐる闘いは、非妥協的たらざるをえないのである。

いま、「連帯」はその途中にあるとはいえ、いまだ、決定的一步を踏み出したわけではない。自らの内部にいくつもの傾向を内包したまま、この決定的分岐点に向かって、確実にのぼりつめているのが現状である。

我々は、ここに、ポーランド問題が、世界大の課題になつていくこと、我々もその一点において、自らの闘いと共通性を確認し、根本的支持を打ち出しているのである。

松戸市栄町6の447 蒼志舎

定価 二百円